

議員提出第5号議案

大田区特別区民税·国民健康保険料等滯納解決支援条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定 により提出する。

令和2年9月10日

大田区議会議長 塩野目 正 樹 様

提出者

大 竹 辰 治 清 水 菊 美 黒 沼 良 光

佐藤伸菅谷郁恵福井亮二

荒尾大介杉山公一

大田区特別区民税·国民健康保険料等滞納解決支援条例 (目的)

- 第1条 この条例は、区民の暮らしに関わる様々な問題の発生の背景にその者の 経済的困窮、教育的課題、健康、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題 があることを踏まえ、特別区民税・国民健康保険料等滞納状況の解決及び生活 再建を図り、安全かつ安心な区民の暮らしの実現に寄与することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 生活困窮者等 経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える区民をいう。
 - (2) 自治組織 町会、自治会その他の地域住民の組織する団体をいう。 (基本理念)
- 第3条 この条例の目的を達成するための施策は、次に掲げる事項を基本として 行わなければならない。
 - (1) 区は、その組織及び機能の全てを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする。
 - (2) 生活困窮者等に対しては、その者の滞納状況の克服等生活上の諸課題の 解決及び生活再建に資するよう、差押えの状況が生まれる前の軽微なうちに 解決できることを目指し、総合的に支援すること。
 - (3) 当該施策に関係する自治組織及び関係する行政機関その他の関係者が協力して行うこと。

(支援の方法)

第4条 区は、生活困窮者等を発見したときは、その者の生活上の諸課題の解決 及び生活再建を図るため、その者又は他の者からの相談に応じ、これらの者に 対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

- 2 区は、生活困窮者等のための事務を行うに当たって必要があると認めるとき は、生活上の諸課題の解決も図るものとする。
- 3 区長は、生活困窮者等に公租公課の滞納があったときは、迅速かつ的確に地 方税法(昭和25年法律第226号)15条の7の規定による措置を講じ、その者 の生活の安心の確保に努めるものとする。
- 4 第1項の支援は、生活、教育、就労その他生活困窮者等が必要とするもの全てについて総合的に行うため、前項の規定による措置のほか、生活困窮者等の意思を尊重しつつ、必要に応じて関係する行政機関その他の関係者と協力し、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)その他の関係法律による措置と適切に組み合わせて行わなければならない。この場合において、第1条の目的を達成するため、生活困窮者等の状況のほか、第1項の支援に必要な制度、機関、人材、資金等の充足の状況及び改善に関し、必要な情報を交換するとともに、支援しようとする、又は支援した内容の妥当性又は適正性について協議を行うものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(提案理由)

区民共通の願いは、健康、安全、幸せである。大田区では、生活が立ち行かなくなった区民に対して、生活の困りごとを解決するという大きな括りで捉えて支援を進めてきた。問題に個々に対応するのでなく、相互関係を把握し、一体的な解決を目指して、「助け合い」を合言葉に、公共サービス、専門家、地域社会の総合力を効果的に発揮させる機能強化が求められる。区民の生活の困りごとを解

決し、自立を促し、生活再建に向けた支援を行うことは、区の重要な役割である。 その場合、督促状を出す前に1か月でも滞納が生じた場合、直ちに連絡を取り、 地震、水害等の自然災害、また、病気、事故、失業、離婚等社会経済的要因のいずれかの原因を掌握し、その支援方針を策定し、直ちに支援を始めることで本人 の窮地を救い、財産差押えでなく、再び納税ができるように支援することが大切 である。特別区民税・国民健康保険料滞納、教育的課題、健康、地域社会からの 孤立その他の生活上の諸課題があることを踏まえ、その税滞納状況の解決及び生 活再建を図り、もって安全かつ安心で区民が支え合う暮らしの実現に寄与するこ とを目的とし、生活再建の立場で区民を守るために税金を使う区政になるために 条例を制定する必要があるため、この案を提案する。